



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年8月28日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
保健医療課	精神保健福祉係	國井	内線 3313 直通 0585-272-8278 FAX 058-278-2624

高次脳機能障害者支援センターの指定について

県では、高次脳機能障がいへの支援の充実を図るため、高次脳機能障害者支援法（令和8年4月1日施行）に基づく高次脳機能障害者支援センターとして、中部脳リハビリテーション病院を指定します。

なお、高次脳機能障害者支援センターへの指定は、本件が県内では初めてです。

記

1 今回指定する高次脳機能障害者支援センターの概要

- ・設置者 社会医療法人厚生会（理事長 山田 實紘）
- ・名称 岐阜県高次脳機能障害者支援センター
- ・指定日 令和8年9月1日（同日より業務を開始）
- ・所在地 美濃加茂市古井町下古井590（中部脳リハビリテーション病院）

2 高次脳機能障害者支援センターの業務

以下の業務を県及び関係機関と連携して担います。

- ・相談支援
- ・障がいの特性に対応した専門的な支援
- ・支援に関わる関係機関及び民間団体への情報提供及び研修
- ・支援に関わる関係機関及び民間団体との連絡調整

【高次脳機能障がいとは】

- ・高次脳機能障がいは、交通事故等による頭部外傷や脳血管障害など脳に損傷を受けたことによって、失語、失行、失認、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など、認知の機能に障がい起きた状態をいいます。
- ・しかし、外見上の身体障がいは軽いことが多いために、周囲に障がい理解されず誤解を生じるケースも少なくないことから、障がいについて広く普及啓発し、多くの方にその特性について理解していただくことが求められています。